

府政防第 2842 号
消防災第 131 号
令和 5 年 7 月 12 日

各都道府県防災担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当） 付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長

指定避難所における防災機能設備等の強化の推進について（通知）

平素より防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

指定避難所については、防災基本計画や関係する指針等において、求められる設備等が定められているところですが、過去の災害において、避難所で停電等が発生した事例がみられたところです。

内閣府及び消防庁では、全国の地方公共団体における指定避難所について、防災機能設備等の確保状況に関する調査を実施し、調査結果について別紙のとおり、とりまとめましたのでお知らせいたします。

各地方公共団体におかれましては、この調査結果を踏まえ、

- ・指定避難所の防災機能設備等（非常用発電機等、飲料水、冷暖房機器、ガス設備、通信設備、断水時のトイレ対策）については、平時において、自らの整備状況を確認して、災害時に必要となる防災機能設備等の容量や個数などを検討し、関係省庁の各種補助制度、地方財政措置等（参考資料）を活用し、充実強化を推進すること
- ・防災機能設備等を指定避難所に保有しない場合には、あらかじめ近隣の公共施設や民間事業者と協定を締結し、災害時に必要となる防災機能設備等の協力を得られるよう準備しておくこと

など、防災機能設備等の強化を一層推進するようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

(参考)

○内閣府（防災担当）

- ・避難所における生活環境の改善および新型コロナウイルス感染症対策等の取組事例集（令和4年7月）
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/seikatsukankyou.pdf>
- ・避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月（令和4年4月改定））
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2204kankyokakuho.pdf>
- ・避難所運営ガイドライン（平成28年4月（令和4年4月改定））
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2204hinanjo_guideline.pdf
- ・避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成28年4月（令和4年4月改定））
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2204hinanjo_toilet_guideline.pdf

○文部科学省

- ・避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集（令和2年3月）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/mext_00484.html
- ・「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言の取りまとめについて（平成28年7月）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/043/gaiyou/1374803.htm
- ・「災害に強い学校施設の在り方について ～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～」（平成26年3月）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/013/toushin/1344800.htm
- ・公立学校施設整備に関する防災対策事業活用事例集について
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1312680.htm
- ・「学校施設の防災機能の向上のために ～避難所となる学校施設の防災機能に関する調査研究報告書～」（平成19年8月（平成20年7月一部追記））
<https://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/bousaitsuiki.pdf>

○国土交通省

- ・防災拠点等となる建築物の機能継続に係る事例集（新築版）（平成30年5月）
<https://www.mlit.go.jp/common/001292553.pdf>
- ・防災拠点等となる建築物の機能継続に係る事例集（追補版）（令和元年6月）
<https://www.mlit.go.jp/common/001308896.pdf>
- ・下水道：災害時に使えるトイレについて
https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000411.html

○水産庁

- ・ 災害に強い水産地域づくりガイドライン（平成 18 年 3 月（令和 5 年 3 月改訂））

https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_gideline/index.html

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
伊藤、坂本

TEL：03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課

福原、遠矢、木本、日比野

TEL：03-5253-7525（直通）

指定避難所の防災機能設備等の確保状況に関する調査の結果について

1. 調査の項目

○調査対象：全国の地方公共団体における指定避難所

○調査時点：令和4年12月1日現在

○調査内容

・指定避難所における災害時に利用可能な防災機能設備等の確保状況

※防災機能設備等を指定避難所の敷地内に確保しているほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、防災機能設備等を優先して利用できることとなっている場合も含む

2. 指定避難所の数 82,184か所

3. 指定避難所における災害時に利用可能な防災機能設備等の確保状況

防災機能設備等	指定避難所数	確保している 指定避難所数 ※1	割合
非常用発電機等 ※2	82,184	52,470	63.8%
飲料水の確保対策 ※3		61,488	74.8%
冷房機器 ※4		51,744	63.0%
暖房機器 ※5		61,589	74.9%
ガス設備 ※6		56,639	68.9%
通信設備 ※7		51,852	63.1%
断水時のトイレ対策 ※8		58,934	71.7%

※1 防災機能設備等を敷地内や避難者が滞在することを想定している部屋等に保有しているほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により優先して利用できることとなっている指定避難所数

※2 自家発電設備(可搬式の発電機を含む)、再生可能エネルギー設備(太陽光発電設備、風力発電設備、小水発電設備、バイオマス発電設備と燃料電池等)、蓄電池のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、自家発電設備等を優先して利用できることとなっている避難所

※3 耐震性貯水槽(高架水槽や受水槽等)、プールの浄水装置(可搬式のもの等)、井戸等を敷地内に保有する施設のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、優先して飲料水(ペットボトル等の備蓄を含む)を確保できる避難所

※4 災害時に避難者が滞在することを想定している部屋等(体育館、会議室、教室等)に、利用可能な冷房機器(スポットクーラー等可搬式のものを含む(扇風機は除く))を保有している避難所(利用可能な冷房機器を保有している部屋等が一部屋以上あれば、避難所として保有しているものとしている)のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、冷房機器を優先して利用できることとなっている避難所

※5 災害時に避難者が滞在することを想定している部屋等(体育館、会議室、教室等)に、利用可能な暖房機器(ストーブ等可搬式のものを含む)を保有している避難所(利用可能な暖房機器を保有している部屋等が一部屋以上あれば、避難所として保有しているものとしている)のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、暖房機器を優先して利用できることとなっている避難所

※6 LPガス設備が設置されている避難所や、中圧ガス配管を敷地の中まで引き込み災害時に利用可能なガス設備が設置されている避難所、通常時に都市ガスを利用し、災害時にLPガスを使うようガス変換器の接続口を整備している避難所、カセットコンロ等を備蓄している避難所のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、LPガス設備を優先して利用できることとなっている避難所

※7 災害時に通信可能な設備や装置(防災行政無線、災害時優先電話、MCA無線(マルチチャンネルアクセス無線)、衛星電話、災害用PHS及び災害時に使用できるインターネット用接続口等)を設置している避難所(単方向通信のものを含む)

※8 マンホールトイレや、プールの水や雨水等を洗浄水として使用できるトイレ(配管の工夫等により使用できる場合を対象とし、バケツリレーで使用する避難所は除く)がある避難所、携帯トイレや簡易トイレ等を備蓄している避難所のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、簡易トイレや仮設トイレ等を優先して利用できることとなっている避難所

【参考】

防災機能設備等	確保している 指定避難所数	割合
非常用発電機等	52,470	63.8%
うち非常用発電設備等を指定避難所や敷地内に保有 ※1	38,260	46.6%
①石油（ガソリン、軽油等）対応の発電機等を保有	28,184	34.3%
②LPガス対応の発電機等を保有	12,998	15.8%
③都市ガス対応の発電機等を保有	219	0.3%
④再生可能エネルギー設備（太陽光、風力、小水力、バイオマス等）を保有	5,404	6.6%
うち協定等による優先利用により確保 ※2	20,576	25.0%
飲料水の確保対策	61,488	74.8%
うち耐震性貯水槽やプールの浄水装置、井戸等を指定避難所の敷地内に保有	10,361	12.6%
うちペットボトル等の備蓄により確保	49,403	60.1%
うち協定等による優先利用により確保 ※3	27,944	34.0%
冷房機器	51,744	63.0%
うち災害時に避難者が滞在することを想定している部屋等に、利用可能な冷房機器を保有 ※4	45,153	54.9%
うち協定等による優先利用により確保 ※5	14,643	17.8%
暖房機器	61,589	74.9%
うち災害時に避難者が滞在することを想定している部屋等に、利用可能な暖房機器を保有 ※6	55,641	67.7%
うち協定等による優先利用により確保 ※7	18,353	22.3%
ガス設備	56,639	68.9%
うちガス設備を指定避難所や敷地内に保有 ※8	48,622	59.2%
①LPガス対応のガス設備を保有	41,225	50.2%
②都市ガス対応のガス設備を保有	5,495	6.7%
③冷暖房機器として利用可能なガス設備を保有	5,393	6.6%
④調理設備（ガスコンロ、カセットコンロ、給湯器等）として利用可能なガス設備を確保	41,340	50.3%
うち協定等による優先利用により確保 ※9	23,302	28.4%
通信設備	51,852	63.1%
うち相互通信が可能な設備を指定避難所や敷地内に設置	41,244	50.2%
断水時のトイレ対策	58,934	71.7%
うちマンホールトイレを設置	7,763	9.4%
うち断水時にプールの水や雨水等を洗浄水として使用できるトイレを設置 ※10	3,837	4.7%
うち携帯トイレや簡易トイレ等の備蓄により確保	50,383	61.3%
うち協定等による、簡易トイレや仮設トイレ等の優先利用により確保 ※11	23,231	28.3%

- ※1 可搬式の自家発電設備、再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備、風力発電設備、小水発電設備、バイオマス発電設備と燃料電池等）、蓄電池を保有する避難所
- ※2 近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、自家発電設備等を優先して利用できることとなっている避難所
- ※3 敷地外の近隣の貯水槽等や民間事業者との協定等により、優先して飲料水（お茶、経口補水液、スポーツドリンク等を含む）を確保できる避難所
- ※4 災害時に避難者が滞在することを想定している部屋等（体育館、会議室、教室等）に、利用可能な冷房機器（スポットクーラー等可搬式のものを含む（扇風機は除く））を保有している避難所（利用可能な冷房機器を保有している部屋等が一部屋以上あれば、避難所として保有しているものとしている）
- ※5 近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、冷房機器を優先して利用できることとなっている避難所（スポットクーラー等可搬式のものを含む（扇風機は除く））
- ※6 災害時に避難者が滞在することを想定している部屋等（体育館、会議室、教室等）に、利用可能な暖房機器（ストーブ等可搬式のものを含む）を保有している避難所（利用可能な暖房機器を保有している部屋等が一部屋以上あれば、避難所として保有しているものとしている）
- ※7 近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、暖房機器を優先して利用できることとなっている避難所（ストーブ等可搬式のものを含む）
- ※8 LPガス設備が設置されている避難所や、中圧ガス配管を敷地の中まで引き込み災害時に利用可能なガス設備が設置されている避難所、通常時に都市ガスを利用し、災害時にはLPガスを使えるようガス変換器の接続口を整備している避難所
- ※9 近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、LPガス設備（可搬式のものを含む）を優先して利用できることとなっている避難所
- ※10 配管の工夫等により使用できる避難所（バケツリレーで使用する避難所は除く）
- ※11 近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、簡易トイレや仮設トイレ等を優先して利用できることとなっている避難所